

## 電子申請手続について

青色防犯パトロールの車両、パトロール実施者の変更手続等は電子申請が可能です。  
電子申請が可能な手続は以下のとおりです。

- 証明書記載事項の変更
    - 代表者の住所・氏名の変更
    - 団体の名称・住所の変更
    - 車両の変更
  - パトロール実施者の変更
  - 証明書・標章・パトロール実施者証の再交付
  - デモンストレーション申請
- ※ 新規団体の申請及び活動を中止する際の返納届については、電子申請では受け付けていません。管轄警察署の窓口で手続をお願いします。